

平成25年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成25年 6月11日

閉 会 平成25年 6月13日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（6月11日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
会 計 管 理 者	坂 本 亮 君
総 務 課 長	濱 田 亮 君
税 務 課 長	越 田 茂 弘 君
住 民 課 長	山 谷 美 代 子 君
健 康 福 祉 課 長	佐 井 邦 彦 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 勲 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局長 芳賀 作 君
議会事務局次長 遠田 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7番 山 舘 清 剛 君
1番 久 慈 修 一 君

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 1号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 6 報告第 2号 蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 7 報告第 3号 蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 8 報告第 4号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 9 報告第 5号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の専決処分について
- 第10 報告第 6号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分について
- 第11 報告第 7号 平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 第12 報告第 8号 平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 第13 報告第 9号 平成24年度蓬田村老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 第14 報告第10号 平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

の専決処分について

第15 報告第11号 平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

第16 報告第12号 平成24年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

第17 報告第13号 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

第18 報告第14号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第19 報告第15号 平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

第20 議案の上程・提案理由の説明

議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第37号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第38号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第39号 蓬田村外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例案

議案第40号 蓬田村養育医療費用徴収条例案

議案第41号 平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第2号）案

議案第42号 平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案

議案第43号 平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第44号 平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第45号 平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第46号 平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

午前9時51分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより平成25年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番山舘清剛君、1番久慈修一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月13日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月13日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、6月6日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として村長、会計管理者、各課長並びに農業委員会事務局長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものに

ついて報告を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） おはようございます。

3月定例会以降の主なる行政報告をいたします。

4月7日、春季火防演習と一緒に災害訓練を村全体、村民全体を対象にし、実施いたしました。

4月8日、午前中は蓬田小学校の入学式、午後は蓬田中学校の入学式を出席いたしました。

4月17日、蓬田村商工会青年部の総会に出席いたしました。

4月26日、蓬田村老人クラブ連合会総会に出席いたしました。

5月10日（金曜日）、蓬田村地域農業再生協議会を開催いたしました。

5月19日、蓬田中学校運動会に出席いたしました。

5月29日、東津軽郡町村会総会を開催し、次期会長は平内町長に決定いたしました。

6月2日、蓬田小学校運動会に出席いたしました。

6月5日、県下市町村長会議が開催されました。その中で将来を見据えた地域医療対策の充実、農林水産業の振興、特に第6次産業化の推進。障害者保健福祉施策の推進、またTPPに参加することにより国内産業の影響についても協議をされたところであります。

6月8日、外ヶ浜町消防団定期観閲式に出席いたしました。

6月9日は今別町消防団定期観閲式に出席いたしました。

以上でございます。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 報告第1号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第5、報告第1号蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告を求めます。税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 報告第1号、蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

専決事由は、地方税法の一部改正に伴い、蓬田税条例の改正が必要となり、本年4月1日から適用させるために専決したものであります。今回の条例改正では、村民全体に

かかわるような大きな改正点はございませんが、納税者の負担軽減がされるように一部改正されております。

まず、村民税関係では、金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに公社債等に対する課税方式を変更したこと。個人住民税の住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローンのことですけれども、その延長を拡充したこと。法人に係る利子割を廃止したこと。

固定資産税関係では、東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域の土地及び家屋に係る固定資産税などの課税免除等を1年間延長したこと。

村税全体にかかわるものとしては、市中金利が低下していることなどを踏まえ、国税の見直しに合わせて延滞金及び還付加算金の利率を引き下げることとした。以上が主な改正点であります。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第1号は承認することに決定されました。

日程第6 報告第2号 蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第6、報告第2号蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告を求めます。税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 報告第2号、蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

専決理由は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令の一部改正に伴い、本条例の改正が必要となり、本年4月1日から適用させるために専決したものであります。

条例改正の主な3点についてご説明いたします。

1点目は適用期限の延長です。「平成25年3月31日」とあったものを「平成27年3月31日」に延期する。

2点目は、租税特別措置法の一部改正への対応です。

3点目は、取得価額要件の見直しです。従来「2,700万円を超える」と規定してあったものを資本金規模に応じて500万円から2,000万円以上にしたものです。

以上が、改正点の要旨であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第2号は承認することに決定されました。

日程第7 報告第3号 蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第7、報告第3号蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告を求めます。税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 報告第3号、蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

専決理由は、過疎地域自立特別措置法第31条の地方税法の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の改正が必要となり本年4月1日から適用させるために専決したものであります。

条例改正の主な2点についてご説明いたします。

1点目は、適用期限の延長です。「平成25年3月31日」と規定してありましたものを「平成27年3月31日」に延期する。

2点目は、租税特別措置法の一部改正への対応です。

以上が、改正点の要旨であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第3号は承認することに決定されました。

日程第8 報告第4号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第8、報告第4号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告を求めます。税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 報告第4号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

専決理由は、地方税法の一部改正に伴い、蓬田税国民健康保険条例の改正が必要となり、本年4月1日から適用させるために専決したものであります。

主な2点についてご説明いたします。

まず、1点目は被保険者均等割額又は世帯別平等割額の減額について、減額の対象を判定する基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行したものを、その算定上含むこととする措置について、移行後5年までの間に限るとしていた要件を撤廃し、恒久的な措置とすることとした。

2点目は、特定世帯に対して世帯別平等割額を2分の1軽減する措置に加え、特定継続世帯においても世帯別平等割額を4分の1軽減する措置を講ずることとした。これまでは、特定世帯と特定世帯以外の世帯と2つだけの区分になっていたものを、このたび「特定継続世帯」という1つを追加して3区分としたものであります。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） ちょっとお聞きしますが、例えば23条のところで（ア）の特定世帯以外の世帯が1万7,220円というのを、これ「以外」取って「及び特定継続世帯以

外」というふうにつけ加えるということで、1万2,195円というふうな数字に置きかえておりますけれども、その中でイのほうの特定世帯が8,610円というふうになっているわけですが、これでまず一つよろしいか。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） これは条文が結構分かれておりまして、国保の世帯から後期高齢に75歳になれば移行するわけですが、それで移行してから5年間はこの減額措置がありますよと。今まであったものを、その5年間経過しても所得とかほとんど変わらない人もいるわけですね。その人を救うために最低限その今まで2分の1減額したものを、4分の1だけ減額して救おうとする制度になったということです。それが各項目別に今まであったものの4分の1の金額を追加してしたということです。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） それじゃ条例としては今の23条の場合でいえば1万7,220円、8,610円、そして(5)が1万2,195円という数字になるということか。（「3つの数字が…」の声あり）その数字が順番にだんだん安くなるのでなくて、数字の配列が違うのでちょっとその辺大丈夫なのかなと思います。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 私が今ちょっと例規持ってきていないもので、個別にはちょっと分からないけれど、今まで2分の1、普通の世帯と特定世帯というふうにして、それが2分の1、普通と2分の1あったものを、新たに4分の1減額したものをつけ加えるということで、それでわかりますか。（「その数字の並べ方が納得いかない。金額順になってないから……」の声あり）そういうふうに向こうからの指示も来ましたのでそういう配列、本来であれば普通と4分の1と2分の1になればいいということですが、ところがそういうふうに向こうから示された、提起したもので、一応うちらもそれののってって最後の一項は一番下につけたと。

○議長（木村 修君） 5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 簡単にわかりやすく説明してもらいたいのですが、後期高齢者に自分たちの年代が移行したときには4分の1のそういう軽減があるということで、お年寄りにとってはプラスの思考で考えたものとして条例が改正されるということではよろしいですか。そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） あくまでも負担を軽減するための措置です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第4号は承認することに決定されました。

日程第9 報告第5号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の
専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第9、報告第5号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の専決処分についての報告を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 報告第5号、平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の専決処分について。

次のページお開き願います。

専決第1号、平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出それぞれ510万円を追加いたしまして、予算総額を25億7,824万3,000円とするものでございます。

6ページお開き願います。

上段、除排雪費ですが、ことしも豪雪に見舞われまして、その対応といたしまして509万1,000円を専決処分したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第5号は承認することに決定されました。

日程第10 報告第6号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）
の専決処分について

- 議長（木村 修君） 日程第10、報告第6号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分についての報告を求めます。総務課長。
- 総務課長（濱田 亮君） 報告第6号、平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）の専決処分について。

次のページをお願いいたします。

専決第6号、平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,865万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ25億9,689万6,000円としたものでございます。

総務課に係る主なものを説明いたします。14ページをお願いいたします。

19款諸収入4項雑入1目保険収入の自動車等損害賠償保険金490万2,000円の減であります。これは小学校の落雷被害による保険収入を積算したものが24年度中に決定も入金もなかったため減額したものでございます。これは25年度で積算して、またみることとなります。

18ページお願いいたします。

2款1項13目財政調整基金、蓬田村財政調整基金積立金1,859万3,000円の減です。これは宅地造成地が全て売ればこの金額が入ることになっていましたが、売れ残りがあったため、その分を減額補正したものでございます。

その下の14目公共用施設整備基金費、1億4,250万、これは25年度以降の事業を考慮し、基金として積立基金に積み立てるものでございます。

その他総務課関係の予算は、平成24年度事業等の終了により整理したものでございます。以上です。

- 議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。
- 健康福祉課長（佐井邦彦君） それでは、健康福祉課に関係する予算についてご説明いたします。主な項目について説明いたします。

なお、歳入歳出とも減額部分については、事業の確定による処理でありますので、省略いたします。

最初に10ページをお開きください。

12款2項2目の衛生手数料ですけれども、272万円です。これはそれぞれ一般廃棄料、指定ごみ料、許可手数料が当初予算より多く件数を扱った部分であります。

続いて、12ページお開きください。

14款2項2目の衛生費県補助金であります。これの1節母子保健費補助金、2の合併処理浄化槽整備事業補助金、それぞれ事業の増加分の予算の増額であります。

続いて、19ページお開きください。ここからは歳出、25ページまで歳出についてなんですけれども、全て△、先に言いました減額による措置なので省略させていただきます。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） それでは、産業振興課の主なるものを説明いたします。

歳出になります。26ページをお開き願います。

中ほどの6、2、1の19負担金補助及び交付金、これは広瀬、高根の分収林の間伐による立木の売買をそれぞれ高根、広瀬の部分林組合に交付しております。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） それでは、建設課関係についてご説明させていただきます。

25ページお開き願います。

下段ですけれども、101万3,000円を減額しておりますが、これは事務事業費の確定に伴い減額したものでございます。

続いて、27ページお開き願います。

道路維持費、除排雪費、河川総務費、そして次のページお開き願います。住宅管理費、これ合わせて816万4,000円を減額しておりますが、これも事務事業費の確定に伴い減額したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 教育委員会関係の予算を説明します。29ページお開き願います。

中ほどの表、2項小学校費2目教育振興費18節の備品購入費であります。理科教育整備備購入品費、補助金で年度末にあるという補助金でしたので補正しました。

その下、中学校費、同じく2目の教育振興費、備品購入費の理科教育整備備購入品費35万。そのほかは、24年度終了にあたり整理したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） まず、20ページお願いします。20ページは民生費の社会福祉費になっております。この一番上からですね、5行目に国保特別会計財源補てん（減免分）繰出金が1,529万3,000円減額になってございます。これは当初、たしか当初予算だったと私思っていますが、これ丸々に減額になっているように思うのですが、この理由というのは何かあるんですか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） これについてはですね、ことし、もう予算的には全部確定していますが、ことし、給付費とか、あと92%とかっていうことでかなりの額が入ってきていましたので、それを今ここで精算 したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 予算を取るときに、やはりことしは税収が幾らになりそうだということとは3月の確定申告後、国保の場合、基準日はちょっと私も忘れましたが4月1日かもしれないが、基準日で計算をして7月に賦課してやるという形になっていると思うのであります。減免分ということで予算化取ったものが、全く減免されずに3月の専決予算で減免されるというのは、私は余りいいことではない。やはり予算措置をして減免の対象者があるから予算を取って私たちに説明したと思いますが。それが3月の専決処分でなされるというのが、何か私としては議会が何かこれなら要らないのではないかなというような感じを受けてしょうがないわけで、もしその事務手続の中で、私が今課長から話があったように締めてみたら減免対象者がいなかったような、そういう形ではないんじゃないかなと私は思うわけです。

ですので、これが3月の時点でもしわかっているのであれば、やはり3月の定例会なりできちんと説明をして、この分は減額しますよというふうにしていただきたいと思うのですが、どのようにお考えになりますか。（「ちょっとお待ちください」の声あり）

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） それではご説明いたします。

先ほどのご質問ですが、こちらで当初はそういうふうに見たのですが、定例会に報告するのが間に合わなくて、こちらの事務的なミスでございました。把握した時点でこれからは定例会にかけて報告したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第6号は承認することに決定されました。

日程第11 報告第7号 平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計補正
予算（第4号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第11、報告第7号平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）の専決処分についての報告を求めます。教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 報告第7号、平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

6ページお開き願います。平成24年度終了及び確定により整理したものです。臨時調理員の賃金10万の減額、賄材料48万1,000円の減額。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第7号は承認することに決定されました。

日程第12 報告第8号 平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
(第5号)の専決処分について

○議長(木村 修君) 日程第12、報告第8号平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分についての報告を求めます。住民課長。

○住民課長(山谷美代子君) 報告第8号、平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について説明させていただきます。

次のページお開きください。

専決第8号、平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,137万1,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ4億4,570万9,000円といたします。

今回は平成24年度の事業確定に伴う精算調整の補正でございます。詳細につきましては、7ページ以下歳入歳出の内訳のとおりでございます。以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員であります。よって、報告第8号は承認することに決定されました。

日程第13 報告第9号 平成24年度蓬田村老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分について

○議長(木村 修君) 日程第13、報告第9号平成24年度蓬田村老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分についての報告を求めます。住民課長。

○住民課長(山谷美代子君) 報告第9号、平成24年度蓬田村老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分について説明させていただきます。

次のページお開きください。

専決第9号、平成24年度蓬田村老人保健特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1万5,000円

といたします。これも平成24年度の事業確定に伴う精算調整の補正でございます。詳細につきましては、5ページ以下歳入歳出の内訳のとおりでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから終わります。

これより報告第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第9号は承認することに決定されました。

日程第14 報告第10号 平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第14、報告第10号平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分についての報告を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 報告第10号、平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分について。

次のページお開き願います。

専決第10号、平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ245万5,000円を減額し、予算総額を1億472万8,000円とするものでございます。

6ページお開き願います。

一般管理費245万5,000円を減額しておりますが、これは簡易水道事業の事務事業費の確定に伴い減額したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第10号は承認することに決定されました。

日程第15 報告第11号 平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算
(第4号)の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第15、報告第11号平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分についての報告を求めます。住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 報告第11号、平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について説明させていただきます。

次のページお開きください。

専決第11号、平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第4号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ227万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ4億612万4,000円といたします。平成24年度の事業確定に伴いまして精算調整の補正でございます。

なお、詳細につきましては、7ページ以下の歳入歳出の内訳のとおりでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第11号は承認することに決定されました。

日程第16 報告第12号 平成24年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第16、報告第12号平成24年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分についての報告を求めます。総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 報告第12号、平成24年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予

算（第1号）の専決処分について。

次のページをお願いいたします。

専決第12号、これは既定の歳入歳出予算の総額から1,996万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ424万6,000円としたものでございます。内容については、平成24年度の事業の終了により予算を整理したものでございます。

なお、売れ残り区画は4区画でございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第12号は承認することに決定されました。

日程第17 報告第13号 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正
予算（第5号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第17、報告第13号平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分についての報告を求めます。住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 報告第13号、平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について説明させていただきます。

次のページお開きください。

専決第13号、平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ587万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ8,239万9,000円といたします。平成24年度の事業確定に伴う精算調整の補正でございます。詳細につきましては、5ページ以下の歳入歳出の内訳のとおりでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

- 議長(木村 修君) 起立全員であります。よって、報告第13号は承認することに決定されました。

日程第18 報告第14号 繰越明許費繰越計算書の報告について

- 議長(木村 修君) 日程第18、報告第14号繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を求めます。総務課長。

- 総務課長(濱田 亮君) 報告第14号、繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成24年度蓬田村一般会計補正予算(第12号)第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

次のページをお願いいたします。次のページが繰越計算書になっております。3項目ありまして、いずれの事業も年度末に交付決定がなされたため25年度に繰り越しして事業を実施するためのものがございます。以上です。

- 議長(木村 修君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

- 議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

以上で、報告第14号繰越明許費の報告を終わります。

日程第19 報告第15号 平成25年度蓬田村一般会計補正予算(第1号)
の専決処分について

- 議長(木村 修君) 日程第19、報告第15号平成25年度蓬田村一般会計補正予算(第1号)の専決処分についての報告を求めます。産業振興課長。

- 産業振興課長(坂本 勲君) 報告第15号、平成25年度蓬田村一般会計補正予算(第1号)の専決処分について。

次のページをお開き願います。

専決第14号、平成25年度蓬田村一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ20億1,410万6,000円とする。

内訳について、6ページをお開き願います。

上段の7商工費1、3の15の工事請負費123万7,000円、玉松海水浴場維持工事費等になります。これについては、海水浴場の国道側に生えている松の剪定、一部腐食しているものを伐採して、伐採剪定を実施しております。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第15号は承認することに決定されました。

日程第20 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第20、議案の上程。今定例会に提出されております議案11件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） それでは、平成25年蓬田村議会第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案11件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第36号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、スポーツ振興法の改正による名称変更に伴い関係条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第37号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第38号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についての2件につきましては、構成団体である黒石地区消防事務組合が平成25年6月30日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合及び青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び各組合規約の変更について関係する地方公共団体と協議する必要が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に

基づき、議会の議決を要するものであります。

議案第39号、蓬田村外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の制定については、地方自治法第203条の2の規定により外国語指導助手の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について条例の整備を図るために提案するものであります。

議案第40号、蓬田村養育医療費用徴収条例の制定については、母子保健法第20条の規定に基づく未熟児養育医療の給付について、平成25年4月1日から権限委譲されることに伴い提案するものであります。

議案第41号、平成25年度蓬田村一般会計補正予算（第2号）案について、ご説明をいたします。

歳入の主なるものとして、県支出金1,136万3,000円、繰入金1,950万円などを増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、農林水産業費1,139万3,000円などを増額し、教育費839万円などが減額となっております。

このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに3,743万2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ20億5,153万8,000円となるわけであります。

議案第42号、平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入では繰入金3万8,000円を増額しており、歳出では総務費3万8,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに3万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,926万2,000円となるわけであります。

議案第43号、平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入の主なるものとして国民健康保険税62万円などを増額し、繰入金224万4,000円を減額しております。

歳出の主なものとして、保健事業費89万2,000円などを増額し、総務費192万4,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに103万円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億6,848万4,000円となるわけであります。

議案第44号、平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入では繰入金88万3,000円を増額しており、歳出では総務費88万3,000円を増

額しております。

この結果、歳入歳出ともに88万3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億350万6,000円となるわけであります。

議案第45号、平成25年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入では繰入金139万6,000円を増額しており、歳出では総務費139万6,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに139万6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ3億8,420万3,000円となるわけであります。

議案第46号、平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入では繰入金13万3,000円、諸収入22万1,000円を増額しており、歳出では総務費35万4,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに35万4,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,819万4,000円となるわけであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木村 修君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時54分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員